

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗原市は、国民健康保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

栗原市長

公表日

令和5年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法の規定に基づく次の事務を行うもので、特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①出産育児一時金の支給に関する事務 ②葬祭費の支給に関する事務 ③療養費、特別療養費の支給に関する事務 ④移送費の支給に関する事務 ⑤入院時食事療養費標準負担額差額支給に関する事務 ⑥高額療養費、高額療養費外来年間合算、高額介護合算療養費の支給に関する事務 ⑦限度額適用・減額認定証を医療機関に提示出来なかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給に関する事務 <公金受取口座を活用した給付の実施> 給付金の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録された公金口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得し、給付を実施する。
③システムの名称	国保給付システム、統合宛名システム、国民健康保険(資格)システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険の給付管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の30の項及び101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45、46の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栗原市市民生活部健康推進課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-0370
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栗原市市民生活部健康推進課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-0370

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月3日	IV リスク対策	(項目なし)	(項目の追加)	事前	評価書の様式の更新の伴うもの
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成27年11月1日時点	令和元年10月1日時点	事前	令和元年のPIA更新に伴うもの
令和4年2月1日	4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45、46の項	番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45、46の項	事後	
令和5年2月1日	1 ②事務の概要	国民健康保険の被保険者の出産育児一時金、葬祭費、移送費、療養費の支給に関するもの、入院時食事療養費標準負担額差額支給、高額療養費支給、限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給、療養費・特別療養費の支給、補装具の支給で、これらの事務に特定個人情報ファイルを使用している。	国民健康保険法の規定に基づく次の事務を行うもので、特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①出産育児一時金の支給に関する事務 ②葬祭費の支給に関する事務 ③療養費、特別療養費の支給に関する事務 ④移送費の支給に関する事務 ⑤入院時食事療養費標準負担額差額支給に関する事務 ⑥高額療養費、高額療養費外年間合算、高額介護合算療養費の支給に関する事務 ⑦限度額適用・減額認定証を医療機関に提示出来なかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給に関する事務 〈公金受取口座を活用した給付の実施〉 給付金の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録された公金口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得し、給付を実施する。	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴うもの
令和5年2月1日	1 ③システムの名称	国保給付システム	国保給付システム、統合宛名システム、国民健康保険(資格)システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険保険者向け中間サーバー等	事前	令和5年のPIA更新に伴うもの
令和5年2月1日	3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の30の項及び101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴うもの
令和5年2月1日	4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45、46の項	番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45、46の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴うもの
令和5年2月1日	II しきい値判断項目	令和1年10月1日時点	令和5年1月1日	事前	令和5年のPIA更新に伴うもの